

令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付要綱
(目的)

第1条 物価高騰による医療施設、薬局及び施術所（以下「医療施設等」という。）の負担軽減を図り、適切で質の高いサービスの安定的な提供を維持するため、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）及びこの要綱により支援金を交付する。

(支援金の交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）時点において、市内に所在する次の各号のいずれかに該当する医療施設等を運営する者とする。

- (1) 有床診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項で規定する施設のうち、19人以下の患者を入院させるためのものであって、保険医療機関の指定を受けている医業を行う施設
- (2) 無床診療所 医療法第1条の5第2項で規定する施設のうち、患者を入院させるための施設を有しないものであって、保険医療機関の指定を受けている医業を行う施設
- (3) 歯科診療所 医療法第1条の5第2項で規定する施設のうち、保険医療機関の指定を受けている歯科医業を行う施設
- (4) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の規定により開設している薬局のうち、保険薬局の指定を受けている施設
- (5) 施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「柔整法」という。）の規定に基づき開設している施術所（それぞれ受領委任取扱いの登録（承諾）を受けている者に限るものとし、同一施設ではあはき法及び柔整法の届出を行っている場合は、いずれか一方のみを対象とする。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 基準日時点において、休止又は廃止の届出をしている医療施設等
- (2) 設置者が国又は地方公共団体で、維持管理に係る委託料又は指定管理に係る対価を設置者から得て運営している医療施設等
- (3) 大船渡市暴力団排除条例（平成27年大船渡市条例第31号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が開設し、運営し、又は出資する医療施設等
- (4) 申請日時点において、市の類似する支援金等の交付を受けている又は交付を受ける予定である医療施設等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の目的に照らして適当でないと市長が認めた医療施設等

(支援金の交付額等)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回とする。

(支援金の交付申請及び請求)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度大船

渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類
(支援金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請(請求)があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否について、令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付決定通知書（様式第4号）又は令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）不交付決定通知書（様式第5号）により申請をした者に通知するものとする。

(申請書類の保管)

第6条 支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書類その他証拠書類を5年間保管するものとし、市長から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

(調査等)

第7条 市長は、支援金の交付に関し、必要があると認めるとときは、交付決定者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(支援金の交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支援金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 申請書又は関係書類に記載された内容について、事実と異なるものが存在すると判明したとき。
- (3) その他不正な行為があると認められたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月19日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	種別	単価(円)	
		基礎支援金 (1施設当たり)	加算支援金 (1床当たり)
医療施設	有床診療所	230,000	21,300
	無床診療所	115,000	-
	歯科診療所	115,000	-
薬局	薬局	38,000	-
施術所	按摩、鍼、灸、柔整	38,000	-

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

大船渡市長　　様

(申請者) 所在地
法人名

代表者職・氏名

令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付申請書
兼請求書

令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）の交付を受けたいの
で、令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付要綱第4条の
規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請（請求）します。

記

1 交付申請額　金　　円

2 振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座種別	1普通　　2当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏名		

※ 申請者（法人名又は代表者）と振込口座名義が違う場合、委任状（様式第3号）の提
出が必要となります。

3 連絡先等

発行責任者職・氏名	
担当者職・氏名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

申請書添付書類 医療施設

令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付申請内訳書

医療施設等・申請金額内訳

※本申請によって申請する施設情報等について記載してください。

【有床診療所】

名称	所在地		
基礎支援金	1床当たり加算支援額	病床数（休床除く）	加算支援金額
230,000円	21,300円	床	円
			申請金額
			円

【無床診療所・歯科診療所】

名称	所在地	申請金額
		円

【申請にあたっての留意事項】

※以下の医療施設は支給対象となりません。

【支給対象外となる医療施設】

- ・公立（県立・市町村立）の医療機関
- ・保険診療機関の指定を受けていない病院・診療所・歯科診療所
- ・企業・社会福祉施設等の医务室、臨時開設の医療施設

※ 同一施設内で複数の診療報酬上の指定を受けている場合、いずれか一方のみ申請可能です。

※ 休床中の病棟・病床は支給対象となりません。

※ 全ての病床を休床している有床診療所は、無床診療所として申請してください。

申請書添付書類 薬局

令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付申請内訳書

医療施設等・申請金額内訳

【薬局】

名称	所在地	申請金額
		円

申請書添付書類 施術所

令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付申請内訳書

医療施設等・申請金額内訳

【施術所（あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師）】

名称	所在地	申請金額
		円

【申請にあたっての留意事項】

- ※ 療養費の受領委任を行っていない施術所は支給対象となりません。
- ※ 同一施設で、療養費の受領委任取扱指定を受けている施術所が複数ある場合は、いずれか一箇所のみ申請が可能です。

様式第2号（第4条関係）

令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）誓約書兼同意書

年 月 日

大船渡市長

様

法 人 名 _____

代表者 職 _____

代表者 氏名 _____

私は、令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）の交付申請にあたり、次に記載の項目について、誓約及び同意します。

なお、虚偽の誓約を行った場合又は同意した項目に違反した場合には、市長が交付額を決定する前であれば、支援金の交付申請を取り下げ、既に支援金の交付を受けていた場合は、速やかに市に支援金を返還します。

確認	誓約項目
	支援金の交付対象者の要件を満たしていること。
	支援金の交付申請あたり、市に提出した支援金の交付申請書類その他証拠書類に記載の事項に虚偽のないこと。
	支援金を重複して申請しないこと。
	申請日時点において、事業を実施しており、引き続き事業を継続して実施する意思のあること。
	大船渡市暴力団排除条例（平成27年大船渡市条例第31号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が開設し、運営し、又は出資する施設又は事業所ではないこと。

確認	同意項目
	市から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じること。
	下記の場合には速やかに申請の取り下げ、支援金の返還に応じること。 (1) この要綱の規定に違反したとき。 (2) 申請書又は関係書類に記載された内容について、事実と異なるものが存在すると判明したとき。 (3) 誓約事項が順守されなかつたとき。

確認	確認項目
	申請に必要な様式第1号、第2号及び交付申請内訳書について、記載内容を確認し同封しました。
	通帳の表紙、口座番号及び名義人（カタカナ）が確認できる箇所の写しを添付しました。
	申請者と振込口座の名義を確認しました。 また、振込口座の名義が違う場合は、委任状（様式第3号）を添付しました。

※ 上記の各種項目に誓約、同意する場合には、各種項目欄左の確認欄に□チェックを記入すること。

※ 確認項目の記載内容を確認の上、必要な書類を手配し、各種項目欄左の確認欄に□チェックを記入すること。

※ 確認欄の全てに□チェックの記入がある場合のみ、当該交付申請を受理し、申請内容について、審査を行う。

様式第3号（第4条関係）

委任状

年　月　日

大船渡市長　　様

委任者　所在地
法人名

代表者職・氏名　　印

令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）の受領に関する権限を下記の者に委任します。

記

受任者　所在地
法人名

受任者職・氏名

【振込口座（受任者名義の口座）】

金融機関名			支店名等
口座種別	1普通	2当座	口座番号
口座名義人	フリガナ		
	氏名		

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長

印

令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付決定
通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）について、令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）不交付
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）について、令和7年度大船渡市医療施設等物価高騰対策支援金（追加交付分）交付要綱第5条の規定に基づき、下記の理由により不交付とします。

記

不交付の理由